

CPP、QPPの財政の自動均衡措置

- 3年ごとの財政検証において財政の均衡が崩れていることが判明し、政治的に解決方法が見出せない場合：
 - － 保険料率は、財政の均衡に必要な保険料率と現在の保険料率との差の半分相当の率だけ引き上げる
 - － 財政の均衡が回復するまで年金給付のスライドを停止する

53

CPP, QPPの積立金の運用

- CPPIB/QPPIBで運用を行う
- CPPIB/QPPIBは政府や議会から独立している

54

基本的な統計

55

被保険者数、受給者数(CPP,QPP)

- 保険料拠出者数(2002年): 14.9百万人
 - －CPP: 11.3百万人
 - －QPP: 3.6百万人
- 受給者数(2005年3月末現在): 5.3百万人
- 給付額(2005会計年度): CAD328億
 - －CPP: CAD249億
 - －QPP: CAD 79億

56

2005会計年度収支(CPP)

- 年度初積立金 CAD834億
- 収入 CAD431億
 - －保険料収入 CAD301億
 - －運用収入 CAD130億
- 支出 CAD254億
 - －給付費 CAD250億
 - －事務費 CAD 5億
- 年度末積立金 CAD1,011億

57

CPP第23回財政報告書

58

CPP第23回財政報告書(1)

● 財政運営の原則

- －将来、年間給付費のおよそ5.5年分の積立金を保有すること
(steady-state funding)
- －給付改善や新しい給付を導入するときにはその財政は完全積み立て方式で運営すること
(incremental full funding)

59

CPP第23回財政報告書(2)

- 財政運営の原則を実現するCPPの最小の保険料率は9.82%である。
 - －9.82%で運営した場合、積立比率は、2006年の4.1から5.4(2019年)、5.6(2050年)、5.3(2075年)と変化
- 現行の実行保険料率の9.9%で運営した場合、
 - －2007年-2019年の間は、保険料収入だけで十分給付が賄える
 - －2020年以降は運用収入を給付に充てなければならず、例えば2050年には運用収入の31%を給付費に充てる必要と見通されている
 - －積立比率は5.5(2019年)、6.0(2050年)、6.4(2075年)となる
- 保険料拠出者は2007年の12.3百万人から、2050年には15.4百万人に増加する見通し

60

CPP第23回財政報告書(3)

財政見通しの前提

合計特殊出生率	1.6
死亡率	2000-02カナダ生命表 将来の死亡率改善を見込む
平均寿命(2007) 男子	84.5年
女子	87.7年
65歳の平均余命(2007) 男子	19.3年
女子	22.0年
国際人口移動(入国超過率)	~2015まで 0.50% 2020~ 0.54%
15-69歳の労働力率	74.2%(2030)
15-69歳の雇用者比率	69.9%(2030)
失業率	6.3%
物価上昇率	2.5%
実質賃金上昇率	1.3%
実質運用利回り	4.2%
60歳における退職率 男子	40.0%
女子	45.0%
CPP障害発生率(対千人) 男子	3.1
女子	3.5

61

CPP 第23回財政報告書に対する外部検証

- 2008年3月19日the CPP Actuarial Review Panelの報告書
 - 3人のカナダアクチュアリー会正会員が外部検証
 - 積立水準を2050年まで示していることについて、「専門家ならともかく、一般の人には不適切に積立水準が低いという印象を与えてしまうことは問題である。」との指摘あり
 - そのほか12の勧告を行っている
- イギリスGADが3人の選定に当たり、かつ、その報告書について意見を述べている(4月23日)
 - いずれもOCAの要請である
 - GADは、「首席アクチュアリーやそのスタッフが財政検証を遂行するに十分な経験を有しているか」などの点について報告書は触れていないと指摘

62

(参考)

イギリスGADが述べている意見

- 次の諸点について外部検証者は意見を述べるべきである：
 - － 首席アクチュアリーやそのスタッフが財政検証を遂行するに十分な経験を有しているか
 - － 実務基準や法令を遵守して財政検証が行われたか
 - － 首席アクチュアリーは財政検証を行うにあたり、必要な情報を入手できたかどうか、また、データに関するチェックや分析は十分行われたかどうか
 - － 報告書の数理的手法や前提は合理的かどうか
 - － 報告書は首席アクチュアリーとそのスタッフの仕事を公正に伝えているかどうか

63

カナダの公的年金制度の歴史

64

問題意識

- カナダの公的年金の特色
 - －老齢保障年金(OAS)が税方式であること
 - －CPPの積立度合いを途中で上げ始めたこと
 - －OASもCPPも創設が比較的新しいこと
- これらの特色の由来を調べること

65

老齢年金法(1927年)成立まで

- カナダの工業化は比較的遅かった
 - －19世紀末はまだ農業国・・・大家族制が維持されていた
- 20世紀に入り工業化が進展
 - －人口の都市集中、困窮化する高齢者の増加
 - ・poorhouseに収容される高齢者の急増
 - ・「貧困は個人や家族の責任」という考え方が根強く残る
 - －第一次世界大戦でさらに工業化が加速(軍需景気)
 - ・しかし高齢者の仕事は減少→多くの高齢者は困窮生活を送る
- 第一次世界大戦の終了とともに傷痍軍人や戦没者遺族に対する補償給付が始まる
 - －国の経済発展に貢献した高齢者を扶助すべきという機運を生み出す
 - －老齢年金法の成立

66

老齡保障年金法(OAS;1951年)の成立まで(1)

- 1927年老齡年金法の特徴

- 税財源による所得・資産調査つき年金給付

- 州政府が実施

- ・ 州政府は受給者が死亡すると残された財産から給付費相当分を回収することが可能
- ・ 所得・資産調査の基準は州政府によりまちまち
- ・ 連邦政府は各州政府の費用の半額を負担(財源は1917年に開始された所得税)

- 1927年老齡年金法の問題点

- 所得・資産調査は屈辱的

- 給付申請者の子供たちには扶養能力が無いことを証明する必要があったが、時には州の担当官が扶養しようとしていない子供を訴えることを勧めた

- 受給者の死亡の際に残された財産から費用が回収された

- 大恐慌の影響

- 失業者の爆発的増大→高齢者の貧困問題と合わせて貧困全般の解決が国家的課題となる

67

老齡保障年金法(OAS;1951年)の成立まで(2)

- 1930年代終わりに第二次世界大戦が始まると、再び軍需景気で経済が活況を取り戻す

- 豊かになる現役層の増加

- しかしインフレなどにより多くの高齢者は貧困のまま取り残される

- より効果的な老齡保障制度を模索する議論続く

- 1952年老齡保障年金(OAS)制度の施行

- 所得・資産調査のない税財源の制度

- 憲法改正を伴う(老齡保障を連邦政府も行えるように)

- アメリカの社会保障制度を取り入れる意見もあったが、社会保険方式であれば給付の効果が出るまでに時間が掛かるために、税財源で給付を行い、すぐに効果を出すことが必要と判断された

- 高齢者の貧困の解消が喫緊の課題だった

68

(参考)

アメリカ社会保障法準備段階での拠出制・無拠出制に関する議論(SSA資料)

- 1934年F.ルーズベルト大統領が経済保障委員会(CES)を立ち上げ
- 社会保険方式と税方式を比較
- 個人に与える影響が二つの方式で異なることを指摘
- 税方式
 - ー政府は費用のコントロールがよくできるメリットがある
 - ーしかし、差別感情や資産調査のためにためらう人も多く、政策効果が薄くなる可能性がある
 - ーまた、一部の人に貯蓄をしないことや働かないことを選択させるモラルハザードがある
 - ー多くの納税者にとって自分に関係のない給付のための財源を拠出することに抵抗感が生まれる可能性がある
- 社会保険方式
 - ー権利としての給付を支給することになり、差別感情が生まれない
 - ーモラルハザードも生じない
 - ー諸外国でも、資産調査への抵抗感や、権利としての給付が望ましいことから、税方式から社会保険方式へのシフトが起こっている

69

CPP,QPPの成立(1966年)まで

- 「人生における経済リスクに対し、保障されるべき」という考え方が次第にカナダで普及
 - ー1957年医療保険制度の導入
 - ーILOの影響
 - 「OASだけでは不十分」という意見が強まる
- 1957年クラーク委員会報告
 - ーアメリカ社会保障制度の調査
 - ー人口構造、経済構造が異なるので同様の制度を取り入れることはできないが、障害年金、遺族年金を取り入れることはよい
 - 憲法改正への動きが出る
- 1963年すべての政党が制度改革案を発表→政府は改革へ動く
- 1964年ケベック州が独自の拠出制年金(障害、遺族年金を含む)を導入する計画を表明
 - ーQuebec's quiet revolution
 - ーオンタリオ州が連邦政府に協力することを発表…CPP成立の決定的要因となる
- 憲法改正とともにCPP/QPPが成立
 - ーCPP/QPPの恩恵を受けることができない人のために所得調査つきのGISが導入される

70

その後の改正(1)

● Claw backの導入(1989年改正)

—連邦政府の財政難の折から予算の抑制のために導入された

—1970年代、80年代には繰り返し景気後退局面が現れた

・2桁のインフレ、失業率の増大

・政府は大きな財政赤字を抱えるようになる

・貧困状態にある高齢者数が減らなかった(特に単身高齢女性、低賃金労働者、障害者)

・女性やアボリジニの均等処遇が重要政策課題になった

71

その後の改正(2)

● 1998年改正の要因

—連邦政府、州政府ともに大きな財政赤字を抱えていた

(注)連邦政府の赤字は1996年当時GDPの69%であった

—米・英の影響で税金の軽減を求める世論が強くなった

—人口の急速な高齢化で公的年金制度の持続可能性を危ぶむ声が強くなった

—CPPの積立金が減少した

—CPPのアクチュアリーが、制度をこのまま維持した場合、将来の保険料率が14.2%まで上がるという見通しを公表した

・CPPの保険料率:3.6%(1966年-1984年)、6%(1997年)

72

その後の改正(3)

- 1998年改正の内容

- 給付の9.3%削減
- 保険料率を6%(1997年)から9.9%(2003年)に引き上げ
- 積立金の運用を効率的な運用に切り替える
 - ・それまでは州政府債が主な投資先であった
- 自動均衡措置の導入

73

まとめ

74

まとめ

- 財政再計算と財政検証
- 財政運営の考え方について
- 積立金の効用

75

財政再計算と財政検証

- 定期的な財政検証は規律ある制度運営に資する
- 規律の保持への貢献という意味では、財政再計算の方がより強力
 - －アメリカの例
 - －政治的に難しい環境にある

76

財政運営の考え方

- 世代間の公平性の定義
 - －様々な角度から検討する必要あり
- 永久均衡方式と有限均衡方式
- 積立金の効用と社会保障制度
 - －アメリカの運用方法は問題が大きい。しかしこれも議論をした上での選択(財務省の論点整理メモでは再度俎上に上がっている)

